

ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリ運用要項

(目 的)

第1条 この要項は、「ノートルダ清心女子大学学術機関リポジトリ運営委員会規程」第7条の規定に基づき、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(管理及び運用)

第2条 リポジトリの管理及び運用は、ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）のもとで、附属図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

第3条 リポジトリに本学における研究・教育活動等の成果物（以下「成果物」という。）を登録できる者は（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- 二 その他、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に認めた者

(登録対象物)

第4条 リポジトリに登録することができる成果物は、本学における学術的な研究の成果である学術論文（学術雑誌論文、学会発表論文等）、紀要、研究所年報、博士論文、研究報告書（科研費研究成果報告書等）、図書、その他公開可能な研究・教育活動等の成果等で、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- 一 登録者が作成、又は作成に関わったものであること
- 二 ネットワークを通じて配信できるものであること
- 三 知的財産権に関わる法令等、学会等の投稿規定等、商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること
- 四 公開することについて、倫理上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録申請手続き)

第5条 リポジトリに成果物の登録申請を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、別に定める登録様式により委員長に登録申請の手続きを行わなければならない。ただし、本学紀要に掲載された論文でネットワークを通じて配信することを作成者が許諾しているもの及び博士論文については、この限りではない。

(成果物の利用許諾等)

第6条 著作権が登録申請者にある場合は、前条の登録申請手続きをもって、著作権の一部（複製権及び公衆送信権）の行使を本学に許諾したものとみなす。

2 著作権が登録申請者を含む複数の者及び団体等に帰属している場合には、登録申請者は、あらかじめ関係する全ての著作権者の許諾を得ておかなければならない。

3 当該成果物が、リポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(成果物の利用)

第7条 図書館は、以下の方法によりリポジトリに登録申請された成果物を利用する。

一 成果物を複製し、書誌情報を付与の上、リポジトリのサーバに格納する。

二 ネットワークを通じて、前号の複製物及び書誌情報を無償で公開する。

三 保存及び利用可能性の維持のため、複製・媒体変換を行う。

(登録内容の削除)

第8条 次のいずれかに該当する場合には、図書館は、リポジトリに登録された成果物を削除することができる。

一 登録申請者が理由を付して削除の申請を行い、それを委員会が承認した場合

二 委員会において公開が適当でないと判断し、削除することを決定した場合

(利用条件)

第9条 リポジトリに登録された成果物を利用する者は、その利用に際して次に掲げる条件を遵守しなければならない。

一 著作権法等の定める条件

二 公開する成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規定あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合においてはその条件

(免責事項)

第10条 登録された成果物の内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された成果物の利用によって生じたいかなる不利益や損害についても、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この運用要項に定めるもののほか、リポジトリの管理及び運用に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

(要項の改廃)

第12条 この要項の改廃は、委員会の議を経て、委員長が決定する。

付 則

この要項は、2017年10月26日から施行する。